

衆議院 商工委員會 議 録 第 十 六 号

平成九年五月十六日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 武部 勳君

理事 小川 元君
理事 中山 成彬君
理事 遠藤 乙彦君
理事 大島 章宏君
理事 甘利 明君
理事 小澤 深君
理事 加藤 卓二君
理事 栗原 裕康君
理事 桜井 郁三君
理事 田中眞紀子君
理事 中山 太郎君
理事 林 幹雄君
理事 伊藤 達也君
理事 一川 保夫君
理事 鍵田 節哉君
理事 古賀 正浩君
理事 遠増 拓也君
理事 吉田 治君
理事 松本 龍君
理事 吉井 英勝君
理事 前田 武志君

出席政府委員

國務大臣 (内閣官房長官) 梶山 静六君

公正取引委員長 根來 泰周君

公正取引委員会事務局局長 塩田 薫範君

委員外の出席者

公正取引委員会事務局局長 山田 昭雄君
公正取引委員会事務局審査局長 矢部丈太郎君
官 長 経済企画政務次官 河本 三郎君
通商産業省通商政策局長 林 康夫君
中小企業庁次長 岩田 満泰君
中小企業庁小規模企業部長 篠原 徹君
警察庁生活安全局長 吉川 幸夫君
警署生活環境課長 花角 和男君
大蔵省関税局長 長光 正純君
運輸大臣官房審議官 安本 皓信君
商工委員会調査室長

委員の異動
五月十六日

甘利 明君
加藤 卓二君
亀井 善之君
自見庄三郎君
中尾 榮一君
林 義郎君
村田敬次郎君
伊藤 達也君
石井 啓一君
島 聡君

補欠選任

桜井 郁三君
田中眞紀子君
栗原 裕康君
田中眞紀子君
林 幹雄君
蓮実 進君
稲葉 大和君
赤羽 一嘉君
上田 勇君
一川 保夫君

同日 辞任

補欠選任

本日の会議に付した案件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(内閣提出第四四号)

○武部委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小此木八郎君。

○小此木委員 自由民主党の小此木八郎でございます。

この商工委員会におきましては、さまざまな法律が成立をいたしました。委員長初め各党理事あるいは委員の皆様の熱心な議論に心から敬意を表したいと思っておりますが、もうちょっと委員の皆さんが出席もしなければいけないというふうにも思いました。

今こういった議論が行われた中で、これから六月の中旬以降、我々議員は地元に戻りまして、国政報告やあるいはさまざまな形で、全国行脚もあるでしょうし、今の経済、大変に閉塞状況が続く中で、さまざまな活動があると思っております。今、国と国民、あるいは政治家と国民との距離が非常に縮まっております。距離があり過ぎるということも言われておりますから、そういった活動の中で、国といたしまして、いろいろな意味での広報活動や、そういったことを縮めるということにぜひ努めていただきたいというふうに思います。

そこで、今回の橋本内閣が推し進める経済構造改革において、公的規制の見直しあるいは緩和、それと並んで競争政策の積極的な展開、すなわち公正かつ自由な競争を促進し、市場メカニズムをより一層有効に機能させることが重要な考えであるというところが一つ言えると思います。

これを、規制というものを考えますと、規制そのものには長い時代背景やあるいは歴史背景がありまして、その中で規制に守られてきた側というのは、ある意味では、そういった長いものが続きましたものから、この言い方が適切かどうか分かりませんが、ぬるま湯につかっていた、規制に守られているということが当たり前だ。よく平和が続けば平和が当たり前で危機管理なんかできやしないというふうなことも言われうけれども、まさに今の日本というのはそういうふうな状況にあるのではないかと。だからといって、ぬるま湯につかっていた者にいきなり熱いお湯をびしゃっとかけてしまえば大やけどをしてしまう、あるいは冷たい水をばつとかければ心臓麻痺を起こしてしまう。その辺のところは今大変に難しい議論をされているというふうに私は思っております。

このような観点から、今回適用除外制度を整理するために本案が提出されたということで、経済構造改革という観点から、本案提出に当たっての

根来委員長の基本的な認識をまずお伺いをしたいと思います。

○根来政府委員 我が国が、戦後、経済が壊滅的状态になりまして、その壊滅の状態から立ち上がるためにいろいろの施策を施してきたことも事実だろうと思います。

そういう施策の中にありまして、産業保護といいますが、弱者保護といいますが、そういうことで独占禁止法の適用除外制度というのが認められてきたわけでございますが、今日に至りまして、自由競争、経済も立ち直ってまいりまして、自由競争という時代になってきたわけでございまして、そういうふうになりますと、やはりこの独占禁止法というのは、自由競争の、公正な競争の一つのルールとして大きな意義を持つてくるわけでございまして、その中にありまして、従来ありました適用除外制度というのはその自由競争の適用除外ということに相なりますので、これはやはり廃止すべき方向で検討すべきものということだろうと思います。

そういうことで、政府の方においても、いろいろ数次にわたってこの適用除外の廃止、見直しということを決定されてきたわけでございまして、私もそれはそれを受けまして、いろいろ所管各省と折衝し、また検討し、このような法案にまとめて提出したわけでございます。

なお、この法案はまた第一段階でございまして、まだ独占禁止法にも適用除外という制度がございまして、この制度もこれから見直していきまして、でき得ればそういう点は、経済の極端といいますが、自由競争の極端といいますが、そういうものは廃止していきたい、こういうふうにご考慮願ひでございますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○小此木委員 その適用除外制度でありますけれども、これは戦後復興期の特殊な経済社会的条件のもとで成立したものが多く、その後の日本経済の状況を考えれば、やはりこれも見直すべきところは見直さなくてはならないというふうに私も考

えております。

成立当時有効であった制度も、時間の経過とともにその実効性が失われてくるものもあるでしょうし、さらには日本経済の発展の足かせとすらなってしまう可能性もあると思います。私は、独占禁止法の適用除外制度は、同法の禁止規定の適用をあくまでも例外的に除外するもので、必要最小限にとどめるとともに、常に見直していかなければいけないというふうにも考えております。

ただし、これらの制度が担ってきた、もしくは現在までも担っている役割というものがあろうと思ひます。そこでは競争政策と産業政策のバランスということも問題になるといふふうに考えますけれども、公正取引委員会としては、この点に關してはどのような考えをお持ちなのか、また、これまでこの適用除外制度が果たしてきた役割というものをごどのように認識されておられるかを伺いた

いと存じます。

○根来政府委員 先ほど申しましたように、経済が疲弊した場合、あるいは戦後のあの状況を思い起こした場合には、やはりこういう適用除外制度というものが客観的には必要だったと思ひますし、それなりの理由があったと思ひます。

けれども、先ほど申しましたように、現在に至りまして、自由競争という時代になりますと、やはりそういうものを見直して、その必要がない場合は廃止するという方向が正しいわけでございまして、最小限度適用除外というものはあるいは認められるかもしれませんが、できるだけ少なくするというのが必要であらうと思ひます。

なお申し上げれば、そういう結果、経済的弱者というのもあるわけでございまして、そういう保護というのはいささか独占禁止法の中で保護していく、不公正取引等の規定を活用して、そういう点で保護していくべき種類のものであらうと思ひております。

○小此木委員 次に、この法案の中身のうち、私が日ごろから関心を持っておりますけれども、中小企業に關連するカルテル制度についてお伺いを

いたしたいと思ひます。

中小企業団体の組織に關する法律について、中小企業安定審議会の答申に基づき、見直しが行われたと伺っておりますけれども、具体的にはどのような措置がなされたのでありましようか。

○岩田(満)政府委員 お答え申し上げます。御指摘のとおりでございます。今度の改正は、平成七年に閣議決定された規制緩和推進計画を踏まえまして、中小企業安定審議会の御答申に基づきまして行なうものでございまして、

具体的には、商工組合が実施いたします独占禁止法適用除外の各種制度のうち、いわゆる不況カルテルと呼ばれております安定事業につきましまして、競争制限性の強い、いわゆる組合員以外の者、アウトサイダーに対しまして組合への加入命令及び設備の新設の制限命令、いわゆる新規参入の制限でございまして、この命令を廃止いたします。

合理化事業と申しまして、生産性の向上などのために組合員が共同して事業を行なういわゆる合理化カルテルの關連につきましまして、利用の可能性が極めて低い合理化命令、いわゆるアウトサイダーに対しまして規格の統一についてのカルテル遵守命令でございまして、これを廃止いたします。

それから三番目に、共同購入あるいは共同検査といったような共同経済事業と申すものにつきましましては、大企業が利用するものについては独占禁止法を適用するというところに改正をすることにいたしております。

第四番目に、いわゆる特殊契約。大企業が新規参入などをする場合に中小企業との間に紛争が起る可能性がございまして、この紛争解決のための大企業と組合の間の契約、これを特殊契約と申しておりますが、これにつきましましては、これまで利用された実績がないということもございまして、これを廃止するというところにいたしておるところでございます。

○小此木委員 この中小企業団体の組織に關する法律については、一部の繊維業の例のように、平成五年までには全廃されましたけれども、三十年

以上にもわたって継続実施されてきた例もあると聞いております。経営が著しく不安定に陥ること、過度な競争が恒常化しているような事業分野に対処する緊急避難的措置としての安定事業の有効性についてはどのようにお考えでしょうか。

○岩田(満)政府委員 中小企業は、日本の経済におきまして大変重要な役割あるいは地位を占めておるわけでございまして、一方において十分な体力と申しますか、そういうものを有していないという問題もございまして、その意味で、急激に事業環境が変わるというような事態あるいは深刻な不況が生ずるといふようなときに、これに対する対処が困難な場合が存在するわけでござい

ます。

ただいま御説明いたしました商工組合の安定事業は、中小企業者同士が共同いたしまして、業界の置かれた状況を把握した上で、急激な環境変化への対策を講じるための共同行為でございまして、その意味で、中小企業の実業環境変化への対応の円滑化という意味において不況カルテルは一定の有効性を持つていっているというふうに考えております。

しかし同時に、輸入比率の高い分野でございまして、あるいは安定事業が長期化をいたしましたか、あるいは安定事業が長期化をいたしましたか、本来の目的でございまして激変緩和といふような措置の効果が薄れる、一方において、長期化するということによりまして組合員の経営の合理化をおく

らせるというふうな、いわば副作用が生ずるような場合もございまして、

こうした過去のカルテルの運用実績等の分析をも踏まえまして、今回、先ほど申し上げましたような改正内容を御提案申し上げるところでござい

ます。

○小此木委員 規制緩和推進計画においても、規制緩和推進とともに、競争政策についてはその積極的展開を図ることとしており、先ほどの商工組合の行なう適用除外カルテル等の制度についても、より競争制限的でない他の代替手段等について十分検討していくことが求められるというふうに考えますが、その代替可能な政策についてはどのよ

○岩田満政府委員　ただいま世界は大競争時代と言われているわけでございます。中小企業が事業環境に円滑に対応できるように諸般の施策を講じていく必要があると考えております。その意味で、経営基盤の安定強化の対策でございますとか、構造改革に取り組むための対策、諸般の対策が必要であると考えております。

昨年十二月にいただきました中小企業安定審議会の答申におきましても、従来やや規模のメリツトと言われているものに主眼を置いてやってみましたというゆるる組合政策の考え方というもの、さらに経営資源に乏しい中小企業がお互いに欠けている部分を補完し合う、そうした側面も考えて対応すべきというような指摘がなされておるところでございまして、そうした指摘も踏まえまして、商工組合を初めといたしました各種の組合制度あるいは組織化政策そのものが果たして現行のままでよろしいかどうかということについて、十分な検討が必要であるかと考えております。

そうした全般の組合政策そのものの検討を現在進めておるところでございまして、その中で、こうした独禁法の適用除外制度というようなものを含めまして、そのレビューを進めていきたいと考えておるところでございます。

○小此本委員 これまでは日本国内のことを聞いてまいりました。特に私は、日本の規制だとかそういうことに關して言うと、先ほど冒頭申し上げましたように、歴史的な意味合いが物すごくあるのじやないか、ぬるま湯につかっているというような表現もいたしましたけれども。

次に、適用除外制度をめぐる国際的情勢についてお聞きをいたしたいと思えますけれども、我が国経済のグローバル化が進むとともに、経済政策の面においても国際的な調和や整合性の確保がこれからますます重要になってきているというふうな認識をしなければいけない。そこで、アメリカの反トラスト法及びE.U競争法における適用除外制度の現状及び動向についてお伺いをしたいと思います。

○塩田政府委員 お答えいたします。
アメリカ、EUにおける適用除外制度について
の話でございます。

まず、アメリカにおきましては、法律あるいは裁判所の判決によりまして、極めて限定された範囲で反トラスト法、日本の独禁法に相当するものがございますけれども、反トラスト法の適用が除外されております。

例えば、輸出カルテルにつきましては、ウェツブ・ボメリン法というものがございまして、輸出組合に対しまして反トラスト法の適用が除外されておりますが、これはアウトサイダーの輸出を制限したり、あるいは国内の価格に影響を及ぼすものではない、そういったような条件のもとで認められているといふように承知をいたしております。それから、EUでございしますけれども、EUの競争法、これはローマ条約の八十五条、八十六条といったところが競争法といいますが独占禁止法に相当する規定でございしますけれども、EUの競争法の八十五条第三項におきまして、生産、販売の改善、進歩に役立つこと、あるいは消費者に利益を公平に分配すること等、一定の要件を満たす協定、決定が八十五条第一項、これは競争制限的な協定の禁止規定でございしますけれども、この適用除外となっております。

この適用除外となる協定には二種類ございまして、一つは、欧州委員会、EU委員会が個別に届け出を受けて決定をするという個別のもの、それから二つ目が、競争制限的でないもの等、一定の種類のもを一括して適用除外とする一括適用除外規則というものによるものがございます。そのように承知をいたしております。

○小此本委員　我が国の独占禁止法には諸外国に比べてこの法律の適用から除外される産業分野が多いという特徴があると言われておりまして、国際社会から日本の市場は閉鎖的であるという批判も繰り返してこれまで行われてきたわけであります。この点からも今回の適用除外制度の整理は意

そこで、最近の報道によりますと、二十六日からパリで開催されるOECD閣僚理事会において、規制改革に関する報告書が採択されるとの見込みであります。私は、これは日本の市場は閉鎖的であるというふうに言われてきた批判を払拭する非常によいチャンスであるとともに、もう一つ申し上げたいのは、外国から言われたからということではなくて、やはり日本の実情がこうである、何度も申し上げますように、長い間続いてきたものにやはり弊害が起こつて、そういうところを日本の側からきちつとこれから見直していかなければならないという、ある意味ではそういう精神が私は必要であると思っております。

この会議に当たつての日本側のスタンスをお伺いすると同時に、もう時間がございませぬので、最後に委員長に、昨年の第百三十六回国会におきまして、公正取引委員会は事務局にかえて事務総局が置かれる等の機構及び機能の強化が行われたところであり、独占禁止法の一層の厳正な運用に努めるとともに、公的規制の見直しについても政府内において積極的な役割を担うことが期待をされております。競争政策を積極的に展開するに当たつての委員長のこれからの御決意もあわせてお伺ひたいと思います。

今月の二十六日からバリのOECDで閣僚理事会が開催されるわけでございますが、この中で規制制度改革が取り上げられる予定になっております。

この規制制度改革は、規制の撤廃あるいは制度の改善によって新しい産業を起そうといった各国の経済構造転換を図ろうとする共通の課題でございます。特に、関税等の水際措置が非常に低くなっておりますので、これからは国内措置まで踏み込んだ自由化が求められておるわけでございまして、こういった観点からもこの規制制度改革は重要な課題になっておるわけでございます。

先生御指摘がありましたけれども、日本は昨年

今回の関係理事会においては、OECDにおける作業の拡充を図ると同時に、各国間の相互審査のフォローアップのメカニズムを確立したいということと合意が得られるように、積極的に議論に取り組んでいきたいと考えております。

○根来政府委員 この国会の御支援を得まして、私どもの組織も改善され、また定員もふえております。そういう期待に沿うように、公正取引委員会としては全力を挙げて仕事をするつもりでございますが、今、大麥問題が山積しております。この法律の問題もございまして、なお談合とかそういう問題も残っておりますし、またこの前、国会で御指摘がありましたように、どの件とは申しませんけれども、非常識な販売といえますか、販売りもございまして。また一方では、適正な販売りを妨げるような、例えば並行輸入のようなものを妨げるような動きもあるわけでございます。そういういろいろな事象を私どもも正確にとらえまして、そしてすべてこれは独占禁止法で把握できるかどうかという問題もございまして、そういう問題も頭に置きまして、全力を挙げてやつていきたいと思っております。

また、法律にいろいろ問題がありますとすれば、また国会にお願いして法律の改正をお願いするということになろうかと思ひますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○小此木委員　ありがとうございました。終わります。

○武部委員長 次に、上田勇君。
○上田(勇)委員 新進党の上田勇でございます。
きょうは、この適用除外制度の整理法案につき
まして、何点か質問をさせていただきます。

法案の提案理由の説明にもありましたけれども、今我が国は、国際的に開かれて、また自己責任と市場原理に立った、そういう自由な経済社会を実現していくことが内外から求められているときではないかというふうに思います。

我が党も、日本再建のための基本政策構想の中でも、「経済活動は原則自由、例外規制を原則として」と、思い切った規制緩和、撤廃を提唱させていただいているわけであります。

その一方で、自由な経済活動が公正に行われることが国民の利益にとって必要なことであるというふうに思いますし、そのためには、公正、透明なルールが決められて、それが遵守されなければならぬわけであります。その意味で、この独占禁止法の趣旨が厳正に守られるとともに、法律も必要に応じて機動的に今後とも見直していく必要があるというふうに考えているわけであります。

ちよつと法案の中身に入ります前に、初めに、この独占禁止法に関係します具体的な事案に関連いたしまして、何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず一点目に、最近これは日米間でも国際問題となりまして、報道でも大きく取り扱われたのですけれども、大変な注目を集めましたいわゆる港湾問題について、何点か質問をさせていただきたいのです。

これは、雑誌の報道によりますと、一九九〇年に港湾関係者の人たちが、今回日米間でも問題となりました事前協議制度が独占禁止法違反の疑いがあるというのを公正取引委員会の方に訴えた、これは申告というのですか、そういう記事が載っておりまして、これについて、その一九九〇年のこうした動きの経過について御説明をいただきたいと思ひますし、それと同時に、それについてどのような対応をされたのか、その点についてちよつと御説明をいただければというふうに思ひます。

○矢部政府委員 お答えいたします。
港湾運送事業における事前協議制度に係る問題

につきましては、御指摘の一九九〇年以前に、公正取引委員会が独占禁止法違反の運用をしないよう警告を行つていたところをごさいます。また昭和六十一年にはその制度の改善が行われたところでございます。

御指摘の件につきましては、所管官庁であります運輸省から、港湾運送事業者の全国団体でございします日本港運協会に對して、事前協議において独占禁止法に抵触するおそれのあるような運用を行わないというような改善指導が行われているところでございします。公正取引委員会といたしましては、その後の動向を注視していくというところとしたものでございします。

○上田(男)委員 今私が引用しました記事にも改善されたということでありまして、現在行われている事前協議制度によつても、業界の団体によつて公正な競争が阻害されているかのような書き方になっておりますし、また同じような趣旨の報道は何回か私も目にいたしました。

また、これは日米間でも、多分アメリカもそういうような趣旨で主張しているのではないかと、自由な競争が制限されるような要素があるというふうに思ふのですけれども、もしそのように自由な競争が制限されるような要素があるというふうに思ふのは、これは独占禁止法に抵触するものというふうに思ふべきを得ないのですか、その辺について、公正取引委員会の方の御見解があれば伺いたいというふうに思ひます。

○矢部政府委員 事前協議制度につきましては、その後さらに改善がされているところをごさいます。ただ、現に行われている行為につきましても、独占禁止法に抵触するかどうかという意見を申し述べたのは、差し控えていただきたかと思ひます。

○上田(男)委員 もちろんこれは個別の事案に対することをごさいますので、言えない部分というものもあるのだというふうに思ひますけれども、そういう大変内外の注目を集めていることをごさいますので、ぜひ注視していただければというふうに御要望をさせていただきたいというふうに思ひます。

います。

もう一点、ちよつと具体的な事例であります。これもちよつと先日の新聞に、これは今月に入つてからの新聞ですが、報道によりますと、パチンコホールの経営者が、カード式パチンコ機に關して独占禁止法第十九条の「不正な取引方法の禁止」、これに違反しているのではないかと、この申告が行われたというふうに報道されているのですけれども、これについて事実関係を伺えればというふうに思ひます。

○矢部政府委員 独占禁止法に違反する事実があるときには、その事実をだれでも公正取引委員会に報告いたしました適切な措置を求めることができる規定がございまして、これは申告と言つていいわけではございませんが、この申告の有無につきましては、通例明らかにしないこととしております。なお、本件につきましても、申告者みずからがマスコミに公表しているところをごさいますので、公正取引委員会といたしましては、その事実を否定するものではございしません。ただ、内容につきましましては、従来からお答えするということは差し控えていただいているところをごさいます。

○上田(男)委員 もちろんこの報道も今月に入つてからの報道でありますので、まだ調査を始めたばかりだということじゃないかというふうに思ひます。まず、個別の案件ですので、答弁していただけない部分というのがあつて当然かというふうに思ひますけれども、このいわゆるパチンコのプリペイドカードの問題というのは、このところずっと各種報道でもいろいろなところで取り扱われておりまして、またこれは大変な大きな産業というのでしよつか、金額というところで注目も集まっていることだと思ひます。

そうした各種の報道の中でちよつと一つ気になる点があるんですけども、いろいろな報道の中でこのプリペイドカードシステム、これが導入されたときに警察当局がシステム導入を強力に推進した。もちろんこれは、一部の週刊誌などの報道では押し売りまがいがいふことがありますが、

そういうことは別にいたしまして、そういうふうな勧めたのかどうか、ひとつ事実を確認させていただきたいのと、もしそれが事実であるとしたら、それを行つた理由、ちよつと警察の方来ていただいていると思ひますので、お答えいただければというふうに思ひます。

○吉川説明員 パチンコプリペイドカードシステムは、パチンコ営業に特有の現金管理業務を軽減し、事務処理の効率化、経営の合理化に有効なものであると同時に、経理の明朗化にも資するものとして、業界の健全化に効果を発揮するものとして、警察庁としてその導入を推奨してきただけでございます。

しかしながら、もとよりこのシステムを導入するかどうかというのは各営業者が自由に判断してカード会社と契約することということで、導入当初よりそのように話しているところをごさいます。

○上田(男)委員 今の答弁にあつたとおり、これはやはり事業者の自由な判断というのが当然前提になることだというふうに思ふのですが、いろいろとこうした背景につきましてお話を伺つていく中で、警察当局の方の御趣旨についてもよくわかる部分もございします。

特に我々の安全な生活、公正な社会、そういったことのために警察当局として御努力いただいていることについてはあらゆる面で評価するわけでありまして、今、当然自由が前提というふうにおっしゃいましたけれども、同時に、勧めました、推奨をしてきたというふうな御発言もありました。ちよつと気になるんですけれども、どうも脱法行為を前提としてそういう経営方法の中心にまで、介入ということまではいかないのかもしませんが、そういう推奨をするというのが本当に、しかもそれが結果的に特定の業界の利益に資する結果になったという面もあるでしよつか、またその後の経過を見ていきますと、変造カードなどの問題でこれもひとつ、むしろこっちの方が大きな問題になったりして、そうした意味でのそ

ういう犯罪が発生した責任ということも考えていた。だいたいというふうには思っておくべきです。もちろんこれは今後、この間お話を伺った中でいろいろな進展があるというふうには伺っておりますので、警察当局として、もちろん法を守る、安全を守るということは当然としても、どこまで本当に介入すべきなのか、このことについてはまたちよつときよは答えをいたさずとも、そのことについて問題ではないと思いたさずとも、そのことをちよつときよに問題だけ提起させていただきたいというふうには思っております。ぜひまたそのことも、特に変造カードの問題などで今一生懸命取り組まれているということでありまして、そういったこともあわせて御検討いただければというふうに思います。

それでは次に、今回提出されております法案の中身につきまして、何点か質問させていただきますというふうに思います。

これまで個別法により適用除外制度が大変多くあったわけでありまして、その多くが廃止または範囲の限定など、大変大きく整理されたということになっております。これは規制緩和の方向として大いに評価できるわけでありまして、これも、実は正直言って、今回のこの法案を見まして、こんなに多くの個別法があつて、こういう個別の事案についてこんなにも多くの例外規定があつたのかということもびっくりしたのであります。

同時に、これは公正取引委員会の方で作成いただいた資料で見ますと、今回廃止縮小される適用除外制度、この運用実績を見ますと、運用実績が全くないものとか、あるいはもう二十年以上にあつた運用実績がない、そういったものが実にほとんどを占めているんですね。

そういうことを考えますと、今回整理するのは、もう運用実績がなかったり長期間にわたつて運用実績がないわけでありまして、整理するのは当然のことでありまして、それによつて実体経済には全く影響がないというふうには思っております。むしろこうしたもう既に実態がなくなつてい

るような制度が今日まで残つていたということが、独占禁止法の趣旨を矮小化するというんでしょか、それこそが問題であつたんじゃないかというふうには言わざるを得ないというふうには考えております。

むしろこの法案で重要な点というのは、廃止縮小される方ではなくて、今度、個別法によるものの中でも引き続き検討されるという制度がおります。七つの法律による八つの制度が引き続き検討ということになっていくんですが、こちらが本当に残す必要があるのかどうか、そちらの方がむしろ重要なんじゃないかというふうに考えます。

そこで、今回廃止縮小されるものについては、運用実績が全くなし、あるいは近年全然ないというふうなものがあるんですが、引き続き検討されるということになっておりますが、引き続き検討されるというところについては、七つの法律、八つの制度、これらについて運用実績はどうなのか、その辺を御説明いただければというふうに思います。

○塩田政府委員 答えを申し上げます。

今回、個別法の適用除外制度の見直しの結果を踏まえて一括法という形で法改正をお願いするということでありまして、個別法の見直しの結果といたしまして、現時点におきましては、今先生おっしゃったように八つの制度については継続的に、引き続き検討するというところで、これからまた検討を続けるということになったわけでありまして、御質問の八つの制度の中でカルテル等の適用除外制度が実際に動いているといふことが、使われているかどうか、どういふものがあるかということでございますが、個別法による適用除外制度で引き続き検討するということになったものの中で、現在私ども公正取引委員会が関与規定を通じて運用実績を把握しているものとしては、二件ございまして、一つは、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に基づく過度競争防止カルテル、これが一件でございます。それからもう一件は、内航海運組合法に基づく内航海運カルテルが一件。この二件が、私どもが協議規定といふ

か、そういうことを通じて把握しているものでございまして。

そのほか、今申し上げたような公正取引委員会の関与規定がないということで、私どもとしてはその運用実績を正確には把握していないものが当然あるわけでございます。その中には国際航空カルテル、あるいは音楽著作権料に関する取り決め、そういったものがあるというふうに承知をしております。

○上田(男)委員 もう一つ、これら八つの制度について引き続き検討するということになっているんですが、これはどういうスケジュールで検討されるのか、その点の見解を伺えればというふうに思います。

○塩田政府委員 今御指摘にございまして、引き続き検討することとされております個別法による適用除外制度、これの今後の検討の段取りでございますが、それについてのお話でございますけれども、この三月に閣議決定がなされました規制緩和推進計画の再改定の中で、「平成九年度末までに具体的結論を得る」ということになされております。

したがしまして、私どももいたしましては、適用除外制度はあくまでも例外的な制度であるというところ、それから、各種の制度の趣旨、目的、制度の必要性、妥当性、そういった点も考慮して検討を行ひまして、九年度末までに結論を出したいというふうに考えております。

○上田(男)委員 今の議論を踏まえますと、これは大変失礼な言い方かも知れませんが、結論は、今回の法案というものは、あつてもなくても実体経済に影響のないものは今回処理するけれども、影響のあるものは、その内容の判断はともかくとして、とりあえずは引き続き検討と言つて先送りになっているという印象を受けます。

また、引き続き検討の中で、先ほどちよつときよに運用実績について御質問させていただいたのですけれども、私が聞いていたところでは、その中でも非常に限定された地域であつたり、あるいは非常に

に限定されたことにしか運用されていなくて、ほとんど影響がないというふうなものもあるというふうには聞いております。

そうすると、そういった制度についてまで今回引き続き検討ということとは、実質的に今回の法案というものは、既に何かむだになつてしまったもの、たまたまいたものをとりあえずきれいにした、ところが実際の問題はこの一年をかけて考えましよう、まさに先送り前提の法案なのかなという印象を受けました。

冒頭にも申し上げましたが、経済をより自由に、もう一つは自己責任、市場原理、これに立脚したものとするためには、むしろ実態的に実体経済に影響のあるものをどうするか、ここに手をつけて初めて独占禁止法の趣旨がより生かされる、そういう成果というふうには言えるのではないかとこのように思います。

ぜひとも、今年度中というお話でありますので、こうした積み残した制度についても早急に結論を出して、実績があるから残すというふうなことはなく、本当にこれがやむを得ない例外規定なのかという観点から御判断をいただいて、適正に対処していただくことを強く要望するわけでありまして。

今何が独禁法の趣旨で重要かというところ、これはやはり独禁法の趣旨にもありますように、公正かつ自由な競争を促進する、それが法律の趣旨だということに思ひます。その意味では、適用除外制度というものは例外であつて、これを検討するには、まず独占禁止法の本体、この中にも幾つか例外規定が入つていまして、そのほか、その下に独占禁止法の適用除外法というのがあります。この中にも例外規定が入つていまして、今回整理している個別法による例外規定がある。三段階になつていまして、

本来の趣旨からいへば、独占禁止法の本来持つていける公正かつ自由な競争を促進するという趣旨に沿つて、今の独占禁止法を見直す必要があるのかどうか、その下の適用除外法をさらにその上で

見直す必要があるのか、そうしたことを踏まえた上で、そうした上位法を見直したその趣旨を踏まえた上で個別法による適用除外制度がそうした見直した趣旨に沿っているのかどうか、そうした判断を基準として見直しを進めたいというのが筋断ではないかというふうに思うのですが、今やられている方法は全く逆さまでありまして、個別法から先に手をつけている。本法の上位法の範囲が定められないのに個別法の制度のみを見直しても、どういう基準で必要性を判断するのかというのがなかなかわからないのではないかと思うのです。

今回私は上位法から見直していくべきだと思
うのですが、それとはまた異なった方法で個別法
の見直しから着手された、これを始めたというの
はどういう理由からなのでしょううか、その辺をお
聞かせいただければと思います。

○塩田政府委員　お答えいたします。

今御審議をいたしております一括整理法案は、個別法による適用除外制度に係る見直しの結果を法的に手当てしようということでございますが、継続的に検討することとで残っているものが、それから独占禁止法本体、それから先生御指摘の適用除外法に基づく適用除外制度についても当然見直しの作業を行うということにいたしております。

どういうことで順番をまず個別法から始めたのかというところでございますけれども、独占禁止法の第二十二条におきまして、事業法令に基づく正当な行為については独占禁止法を適用しない、ここで言う特別の法律については別に法律をもつて定めるということと、これに基づいていわゆる適当除外法が制定されているわけでありまして、その適用除外法の中で適用除外の根拠となる事業法令が指定されているところでございます。

また、適用除外法は、二十八年の改正におきまして第二条という規定が追加されました。独占禁止法の第八条の適用除外関係の規定が追加されているわけであり、そのほかに、独占禁止法本体に適用除外規定があるということは御指摘のと

おりでございます。

とでございます。

そういう順番でまず個別法によるものを取り上げましたけれども、独占禁止法本体それから適用除外法に規定されている適用除外の制度につきま

しても当然見直しを行うということで、冒頭申し上げましたように、個別法による適用除外で継続検討ということになっているものも含めまして、制度自体の廃止を含めて見直しを行って、平成九年度末までに具体的な結論を得たいというふうに考えているところでございます。

す。

基本的には先生おっしゃるようなことだと思ひますけれども、独占禁止法でカルテル等の禁止を定めているわけでありまして、この適用除外制度というのはそういうった独禁法の原則的なルールの例外を定めているものでございます。例外を定める必要があるかどうかという具体的な事例を見ながら——本来的には絶対例外があつてはいけないというまではなかなか言えないのだろーと思ひます。先ほど御説明申し上げましたように、欧米でも例外がないわけではありません。したがって、独禁法の基本的な目的に照らして、必要最小限にするということで適用除外制度の見直しを行つていくべきだというふうに考えております。

○上田(参)委員　例外ということでありますので、やはりこれは法律の趣旨が適切に生かされていくためには例外というものは少ないにこしたことはないわけであると思います、これは原則論であります。そういう意味では、適用除外制度という

のは極力少ない方が独占禁止法の趣旨というのは生かされるわけでありますので、特にそういう個別法による適用除外制度というのは特定の分野、特定の行為に対することであるというふうに思ひます。

そういう意味では、本当に定期的に、いわば毎年でもいいと思うのですが、その妥当性を検証して見直しを図っていく必要があるのではないかと、いうふうに思うのですね。例えば今回の法案を見てみますと、一回できたものはそうした検証が行

性は認められたのかもしれませんが、一回も運用されなかった、あるいはもう二十年運用されていない。今後そういうことがあつてはならないというふうに私は思うわけであります。

そういう意味で、とりわけ例外中の例外と言われるこの個別法による適用除外制度については、定期的にその妥当性を検証し、今後見直しを図っていく必要があるというふうに思うのですけれども、これはもうずっと続けていかなければい

けないことだというふうに思いますが、その辺に

○塩田政府委員　お答え申し上げます。
現在、我が国経済の抜本的な構造改革を図り、国際的に開かれ、それから自己責任原則と市場原理に立つ経済社会を実現するということが非常に重要な課題になっているところでございまして、市場メカニズムに対する信頼も向上しているというところで、経済活動の基本的なルールとしての独占禁止法の重要性というのは非常に高まってきたというふうな理解をしております。

こういう中で、独占禁止法の例外を定めます。適用除外制度につきましては、御指摘のように、あくまでも自由経済下における例外的な制度として必要最小限にすべきものというふうに考えております。個別法について今年度中に見直しを行うと見

いうことでありますけれども、その後も不断の見直しをする必要があるのではないということですが、今回の作業が一段落したというふうに仮にいたしまして、その後の状況といえますが、その後におきまして、も当然、冒頭に申し上げ

ましたような例外は必要最小限にすべきてあるというところで、必要に応じて不断の見直しを行っていくべきものというふうに考えております。

○上田(勇)委員　ぜひお願いしたいというふうに思います。

もう一つ 今回の法案を見て感じた点なんです
が、先ほども言ったように運用実績の問題がある、
一回つくってしまうとなかなか変えられないとい
う面があるのではないかと思うのですね。これは
国会の責任といえは国会の責任なのかもしれませ
ん。

んし、各省つくるときは無心たけれども、必要なく
 くなったものをやめるというのは、まあどうい
 うケースでもなかなか後手後手に回ってしまうとい
 うのが実態じゃないかと思うのです。

そこで、やはりこれは当然対象を必要最小限に
 絞りこむと同時に、別件で思っている期間に必要最小

すると同時に、（傍々）かきめられたる其間も、少聖角に
限にしなければいけないのではないかと、いうふう
に思います。そういう意味では、今後仮に個別法

によつて、これはどうしてもやむを得ないケースだということでは、例外をつくるときには、例えばこれは期間限定、時限立法にするとか、そういうふうな期間を明示した上で立法措置をするべきだということに考えるのですけれども、その辺について公正取引委員会、何か御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○塩田政府委員 お答え申し上げます。

適用除外制度を極力必要最小限なものにとどめるべきということで、そういう観点から見直しを行うべきことは当然のことではありますが、見直しの過程で何らかのものを残す必要があるということになった場合に、先生おっしゃる通りにそういう残すべき制度を一定の時限をつけた制度にするべきなのか、時限はつけないで制度として残しておいて、事後においてその必要性あるいはその妥当性、そういうものについて検討をし直すか、そういう方式をとるべきか、これはいろいろ御意見があるかと思いますが、現在我々がやっておりますのは、なるべく例外を少なくしたいということとで、検討の結果、残すというものについては制度としての時限はつけないということで、その後見直しについては別途判断をするといえます。やらなければいけません。そういう方式であります。

もう一つは、あるいは先生の御質問の趣旨ではないのかも知れませんが、そういう制度が残ったときに、実際に適用除外カルテル等の制度を運用する場合に、いつまでもやっていると、あるいは時限的なカルテルという形で運用を認めるのかということと、制度としてなるべく限定的にするということと、それから実際にカルテル等の適用除外の活動といたしまして、そういうものをなるべく限定的にするという趣旨からいいますと、あるいは運用の方では先生おっしゃる通りに時限をつける、そういうことも当然考える必要があるかと思ひます。

こういふものについては、当然基本的な方向としては主務官庁なりあるいは私ども公正取引委員会との協議といひますか、何らかの手続関係が

基本的には必要だと思ひますので、そういう中で実際の運用に当たっては考える、そういうことではないかというふうに思ひております。

○上田(男)委員 今回の関連でこの適用除外法について見てみますと、例外を規定するその条件、こういうものが極めてあいまいです。例えばこの適用除外法の第二条では適用を受けない事業団体がずっと列挙されているのですが、どのようなケースでは独禁法の趣旨に反して、どういふケースは許容されるのかといったところの規定と

いうのがもう全然書いておりません。ここに書かれる事業団体だからどんなことをやってもいいということではないというふうに私は思ひます。で、こうした適用除外法についても、どういふケースというのが許容される、例外として許容される範囲というのをもう少し明確にする方向で御検討していただかなければいけないのではないかと

思ひます。これは、今回少々勉強させていただきました。この独占禁止法の体系というのは非常に複雑ですね。独占禁止法の本法があつて、適用除外法があつて、さらに個別法がある。どこを見たら、何が禁止されているか、何が例外として認められているのかというものが物すごく煩雑で、わかりにくいというふうに思ひます。

しかも、今ちよつと御指摘したように、適用除外法の部分というのは、そういう条件の規定などが明文化されていない、わかりにくい面もある。で、この独占禁止法の本法、それから適用除外法、さらに例外的に認められる個別法によるもの、こうしたものを含めて、独占禁止法の法体系全体をもつとわかりやすく見直す必要があるのではないかと、今後そういう方針で法制度の整備というのを進められる考えはあるのかどうか、その辺の御見解を伺ひたいというふうに思ひます。

○根来政府委員 前の法案の御質問のときにも申しましたけれども、私も全く違う社会から公正取引委員会に参りまして、法律を見ましたらなかなか

か難しい。ただいま委員のおっしゃったことは、本に当にそうだと思います。ですから、これはやはり、一般の事業者あるいは国民がわかりやすく理解できるような法律に考えるべき事態だと思ひます。

ただ、これは相当長いスタンスで考えないと、きよう申し上げて来年の国会でお願いするといふわけにもまいらない話だと思ひます。しかし、これは長い期間を要すると思ひます。しかし、これにせよ、ただいま委員がおっしゃったような見地からいろいろ考えるべき問題だと思ひております。

○塩田政府委員 恐縮でございますが、一点だけ補足をさせていただきますと思ひます。

先生から、適用除外法の除外規定というのは法律で掲げられている団体が全部適用除外のようになってい、どこまでが許容されるのかというものが明確になっていないのではないかと、そういう問題点がございまして、三月に閣議決定されました規制緩和推進計画の再改定の中におきましては、制度自体の廃止を含めて見直す、それから、九年度末までに結論を出すということとは先ほど申し上げましたけれども、この際、適用除外法については、法そのものの廃止を含めて抜本的見直しを行う。そういうことがつけ加えられておりますので、先生御指摘のような点も、当然問題意識としては入っているというふうに理解しております。

○上田(男)委員 冒頭申し上げました自己責任と市場原理、これは、自己責任と言はれても、ルールがこんなにかかりにくいものでは責任の持ちようがないというのが率直な感想であります。とりわけ、これから規制の緩和を進めて、いろいろな事業者が自主的な判断、自由な判断で物事を考えるときに、やはりルールというものはもつとわかりやすくなければいけないのではないかと、この感じがいたします。

公正取引委員会ではいろいろなガイドラインを示したり、そういう御努力をされているということ、十分承知しておりますけれども、この法制度に

ついて、やはり事業者がもつとわかりやすい、とりわけ、これから国際化ということになったときに外国の事業者からもわかりやすいような法制度にしていこう、法制度の整備、それからまた、そのガイドライン等その間の努力として、公正取引委員会でも、ぜひ今後とも、今までも一層そういう御努力をされることを強く御要請したいというふうに思ひます。

特に、今回の法律、そういう意味では一番こちやこちやしているところがかなり整理されたという面は評価されると思ひますが、ぜひ、ただいま申し上げましたような観点から、より透明というのでしよつか、わかりやすいルールづくりのために引き続き御努力いただきたいということをお要望いたしまして、時間が参りましたので質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○武部委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺周でございます。それでは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案、民主党として質問をさせていただきますと思ひます。

振り返ってみますと、独占禁止法が昭和二十二年に制定された。当時の日本の現状は占領下であり、占領政策の一環としてのいろいろな政策が行われてきた。当時、まだ日本の国力というものはるかに脆弱であり、貿易収支も恒常的な赤字、市場システムに対する信頼性というものもなかった。その後、こうした時代背景の中で生まれてきた。しかし、その後の時代背景の中で生じた適用除外制度で、今回、この時代になって、こうした適用除外制度の見直しをするということになりました。その背景について、これまでのいきさつ、こういうものについて、まず第一点、冒頭お尋ねをしたいと思います。

○根来政府委員 先ほども申し上げましたように、時代の推移あるいは社会の変遷あるいは日本の置

かれています。国際的な立場、そういうことからいたしまして、やはり今、自由競争、規制緩和ということとが求められていると思います。

この独占禁止法というのは、御説明するまでもありませんけれども、自由競争の一つのルールでございまして、このルールについては、例外がないのが理想であらうかと思いますが、しかしながら、たゞいま御指摘のありましたように、戦後の経済の荒廃、産業の育成、その他いろいろの見地から、こういう独占禁止法適用除外という制度が認められておるのでございまして、こういう必要性については、今の社会はなるべく少なくしようという風潮であらうかと思ひます。

そういう風潮に応じて、またこれまでの運用実績にかんがみまして、なるべく整理しようということとで所管各省にお願いいたしまして、この法律案をまとめたわけでございまして、

○渡辺(周)委員 先ほど来の委員の質問の中にもありましたように、今もお答えいただきましたが、平成元年十一月、第二次臨時行政改革推進審議会、その公的規制の在り方に関する小委員会の報告の中で、「独禁法は、市場におけるいわば普遍的な競争ルールであり、その適用除外制度は、必要最小限のものとするべきである。」云々、「競争政策の推進を図る観点から、改めてその必要性を検討するとともに、制度を維持するものにあつても、制度の適用対象範囲の見直しを進める。」平成元年の十一月でございましてけれども、その後も数々の研究会の報告あるいは答申と、いろいろな提言がなされてまいりました。

その数々の答申あるいは提言を受けながら、平成元年から数えましても、今日まで、もう既に七年の時間が経過している。その結果、今回この整理の束ね法案が出てきたわけでございましてけれども、中身を見ますと、先ほど来指摘がありますように、もう既に運用実績がないものまでが大変多数含まれている。ほとんど現状では実績のないもの、このような長年運用実績がないものの整理になぜこれほどの時間がかかってきたのかという点

についても、お尋ねをしたいと思ひます。

○根来政府委員 御指摘のように、相当の長時間を要していると思ひます。

先ほど申しましたように、各法律は各省庁が所管しているわけでございまして、各省庁におきましては、運用実績ということのみならず、将来の展望ということも考えましていろいろ検討した結果、今の時代にこういう必要がなからうという御意見をちょうだいいたしまして、便宜公正取引委員会を取りまとめた今回の法案を提出した次第でございまして、その辺は御理解賜りたいと思ひます。

○塩田政府委員 運用実績の件につきまして、一点だけ補足をさせていただきたいと思ひます。

先生御指摘のように、今現在運用されていないものというところはそういうことだと思ひますけれども、関係規定を通じて私どもが把握できる制度につきましては、平成元年度現在では二百六十五件の適用除外のカルテルが実施されておりました。したがって、制度の見直しということとは当然でありまして、それとあわせて、実際に動いているそういうカルテル等の適用除外をなるべく早く縮小停止といひますが、停止をしてもらいたい、そういうことで関係省庁と御相談をさせていただきたいと思ひます。その点だけ補足をさせていただきます。

○渡辺(周)委員 今二百六十五件の運用実績、そしてまたこれまで、先ほど根来委員長がお答えいただきましたように、こうした長い検討を重ねてきたということが言われてございまして、今二百六十五件という話もありましたが、いまだに結論が出ていないものもたくさんある。

個別法による適用除外制度で今回積み残された制度は、今後いつまでにどのような、先ほど似たような質問がございましたけれども、特に、引き続き検討するということの七法律八制度、それぞれ今後どのような検討課題があり、いつごろまでに結論を出すのかという点について御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○塩田政府委員 ことしの三月の規制緩和推進計画の再改定におきまして個別法による適用除外制度の中で引き続き検討をするという制度につきましては、実際に適用除外として動いているといひますが、カルテルがあるものは、先ほど申し上げましたように、環境衛生関係で一件、それから内航海運組合法に基づく内航海運カルテルが一件、合計二件でございまして、

関係規定がないということで私どもの方で正確には把握できないというものが幾つかございまして、そういう中で、先ほど申し上げましたように、国際航空カルテルあるいは音楽著作権の関係の取り決め等があるというふうに承知をいたしております。

今回の決定で、個別法によるものについて八件継続検討するということになったわけでございまして、これにつきましてはいつまでにどういう作業をするのかということもございまして、これも、先ほど申し上げました規制緩和推進計画の閣議決定の中で平成九年度末までに具体的な結論を得るということにされておりますので、私どもといたしましては、関係省庁とも十分協議をしながら九年度中に結論を出すように努力をしたいと思ひます。

公正取引委員会といたしましては、何度も申し上げておりますように、適用除外制度はあくまでも例外的な制度であるという基本的な考え方に基づいて、各制度の趣旨、目的あるいは制度の必要性、妥当性、そういう点について十分検討して、関係官庁と継続的に議論をして、九年度中に結論を出したいというふうに考えております。

○渡辺(周)委員 九年度末までに、関係省庁とそれまで協議をしながらという御答弁でございまして、ぜひともその推移を見守りながら、我々もまたこの委員会等の中でもいろいろと質疑をしていきたい、活発な質疑をしていきたいと思ひます。持ち時間が半分しかございませんので、ちょっと次の質問に移らせていただきます。

個別の問題になりますけれども、今回のこの法改正におきまして、中小企業者のみで構成する商店街振興組合を商店街振興組合法の一部改正で独占禁止法第二十四条第一号の組合ということにみなすことになっておりますけれども、この背景、意味というものについて伺いたいと思ひます。

○塩田政府委員 現在商店街振興組合については適用除外というところになっておりますが、今回の改正によりまして、中小企業のみを構成員とする商店街振興組合につきましては、小規模事業者の相互扶助を目的とするというふうに考えられますことから、この旨を確認をするということとで独占禁止法第二十四条に基づいて独禁法の適用が除外されている協同組合とみなすという旨の法改正をしようというところでございまして、

○渡辺(周)委員 現在の個人消費というものが、私は静岡県の沼津市というところに住んでおりますけれども、人口二十一万ほどの町、今大変地方の、あるいは東京都でもそうですが、いわゆる商店街、既存の商店街等の衰退といひますか、厳しい現状というものが指摘されて久しいわけでございまして、

実は私の町の場合は、日経系のビジネス雑誌の中で、衰退する地方の顔というふうなタイトルで、二年ほど前でしたでしょうか、取り上げられました。一つのモデルケースとなったわけですが、今個人消費というものが、地方あるいは各地域で、ロードサイドショップとでもいひますように、いわゆる郊外店、これを中心に、既存の商店街からいわゆる従来の商圏の外側、縁にどんどん郊外店ができることになりまして、大分状況が変わってきた。現状が従来のようになくなってきて、全国どこへ行っても同じ形態の店ができるようになりまして、かつての商店街、町の顔というものが非常に苦しい状態になってきている、こういう問題、私どもも政治家として常に切実な声が寄せられるわけであります。

そうした中で、自衛策として商店街は、郊外の

八

そうした大型店に対抗するにはそれぞれが協力を
していかなければならない。それによってできる
限り既存の顧客というものを逃がさないように、
あるいは新たな魅力をつくることによって新規の
顧客開拓をというような苦勞をしておるわけでこ
さいいます。

そうした中で、今の点からいいますと、公正
取引委員会はこのような中小事業者の共同体制に
ついてどのようなお考えをお持ちか、その点につ
いてお尋ねをしたいと思います。

〔小川委員長代理退席、委員長着席〕

○塩田政府委員 お答えをいたしたいと思います。
今回の改正は、先ほど申し上げましたように、
中小企業者だけから構成される商店街の組合につ
きましては、二十四条の組合とみなして適用除外
するというところでございます。したがって、ま
ず、そういった組合の共同経済事業は当然に独禁法上
の問題がなく行われるというところであります。が、
他方、商店街の中に大企業がいた場合に一緒にや
れないかという話もあるのだらうと思ひます。今
回の改正では、二十四条の適用除外の対象になる
ものとみなされるものは大企業は含まないものと
いうことであります。

ただ、大企業を含んだもの場合にはどうい
うことかというところでありますけれども、それは適
用除外にはなりませんけれども、そういった団体
の共同経済事業は、当然独占禁止法の枠内とい
います。独占禁止法の各種の禁止規定に触れない
限りは問題なく行えるというところでございます。
実際に商店街振興組合としてどんな共同経済事
業を行っているのか、私どもは十分把握していま
す。わけではありませんが、一般的には、スタ
ンプ事業であるとか福利、大売り出しといった事
業と一緒に、あるいは駐車場を共同して設置
する、こういったことが行われているというふう
に承知しております。こういった共同経済事業とい
うのが共同事業ということであれば、商店街振
興組合はいろいろな業種を含む商店から構成され
ているわけでありまして、大企業が一部入った

ということであっても、通常はいいですか、一
般的に考えれば、独禁法に触れることはないの
ではないかという感じがいたしております。

ただ、いずれにいたしましても、それはどうい
ったメンバー構成でどういった事業をなされるか
という個別具体的な判断によりますけれども、基
本的には、今申し上げたように、今やっておられ
るような事業であれば、まず独禁法上問題になる
ことはないのではないかなという感じがいたしま
す。○渡辺(周)委員 時間がもうわずかなりまし
たので、また一般質疑の中で、こうした地方の商店
街の問題等について、通産省の方がいらつしや
るときにお尋ねをしたいと思います。

それでは、ちよつと時間がございませぬが、公
正取引委員会にお尋ねをします。

今回の法改正で、幾つかのいたした資料、あ
るいは関係する方々にお話を伺ひましたも、この
経済構造改革推進の流れの中で競争政策が重要と
なる、それによって、先ほど来言われております
ような自己責任原則と市場原理、そして競争によ
る創意、クリエーティブな発想の確立あるいは経
済活性化ということが言われてまいつたわけでござ
います。

この規制緩和をするということによって、今運
用実績のないような方々もいらつしやいましたけ
れども、ただ現状、規制緩和という言葉だけがひ
とり歩きしますと、その規制緩和によって、非常
に小規模なあるいは弱小の、現在実際に経済活動
を営んでいらつしやる方々がどのようになるか。
この規制緩和の問題について、問題といたしまし
うか規制緩和については、実際にそういう不安の
声も既存の方々の中にはある。そうした中で、組織
の改正も昨年された公正取引委員会が今後これか
ら果たしていく役割についてお尋ねをしたいと思います。

○根来政府委員 確かに規制緩和がなされた以後、
我が国の社会がどういふふうになるかということ
については、樂觀論、悲觀論、両方があるかと思
います。

私も公正取引委員会としては、あくまでも独
占禁止法の第一条の目的を達成する、その究極の
目的が国民経済の民主的な発展あるいは雇用の確
保というようなことでございまして、そういう
ことに資するように、独占禁止法の運用に抜かり
なくやうていきたいと思います。

なお、つけ加えますと、やはり消費者といいま
すか国民といひますか、あるいは中小企業者とい
ひますか、そういう点の見方も十分尊重いたしま
して、独占禁止法で全部把握できると思ひませ
んけれども、その中で十分やうていきたい、こう
いふふうにして思ひますので、御理解賜りたいと
思ひます。

○渡辺(周)委員 それでは、この問題につきま
してもまた改めて質疑をさせていただきますと思
ひます。

以上で終わります。

○武部委員長 次に、大森猛君。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。

今回の法案は、昨年三月末の政府の改定規制
緩和推進計画で決定されたもののうち幾つかを法
案化したもので、おむね私どもも問題はないと思
ひますが、ことし三月に決定された再改定規制
緩和推進計画、これによって引き続き検討する
とされている問題では、例えば内航海運組合に基
づく船腹調整制度の廃止、これなどは、労働者、中
小企業者、双方から激しい反発が起きております。
理容、美容、クリーニングなど環境衛生組合の過
度競争防止カルテルの根拠条項そのものの廃止と
いうような大変重要な問題も含まれていると思
ひます。

とりわけその中でも重要なことは、玉石混交
といひます。今の規制緩和の大きな流れの中で、
玉も石も一緒に捨ててしまふ、こういうようなこ
とがあるのではないかとこの点であります。

例えば、独禁法二十四条、これも引き続き検討
課題に含まれているわけでありまけれども、こ
の二十四条というのは、相互扶助のための協同組
合の行為はこれを適用除外としてゐるものであり

ますけれども、この趣旨というのは、本来協同組
合といふのは中小企業者や消費者の相互扶助のた
めの結合組織であり、中小企業者、消費者がこの
組織を通じて団結することによって初めて大企業
と対等に交渉ができる、また大企業に対する有効
な競争単位となることのできる、そういう趣旨が
あると思ひます。

この淵源というのは、いわゆるアメリカのシャ
ーマン法制定後三十年後に制定されたカッパ
ー・ホルステッド法などに由来すると言われているわけ
なんです。大企業に団結して対抗してこそ初め
て同じ土俵で競争になる、こういう独占禁止法の
根本精神を具体化したものではないかと思ひま
す。

こういう大原則をしっかりと踏まえるのだつた
ら、この規制緩和を今後の検討課題に据えること
自体、これはもう疑問に感ずるわけでありま
すけれども、今後の検討結果によっては、私などは存
続はもとより、場合によっては強化もあり得ると
いうことも考えますけれども、公正取引委員会は
この点ではどういふ角度で、どういふ問題意識で
取り組まれるのか、お聞きをしたいと思います。

○塩田政府委員 今後の適用除外制度の見直し
ということでは、先ほど申し上げたかと思ひま
すけれども、個別法による適用除外制度の中で、引
き続き検討するものというのが八つの制度がござ
います。そのほかに、先生御指摘の二十四条が入
っております。独占禁止法本体に規定されている適
用除外制度、それから適用除外法というが独占禁
止法の適用除外に関する法律の中で規定されて
いるもの、これがございいます。

三月に閣議決定されました規制緩和推進計画
の再改定におきましては、これら三つ、要するに個
別法による継続検討になったもの、独禁法本体、
それから適用除外法、それぞれに規定されている
適用除外制度について見直しを行う、それを平成
九年度末までに行うということになっているわけ
であります。

独禁法二十四条の関係で御質問ございましたわ

けでありますけれども、二十四条の規定は、単独では大企業に伍して競争することが困難な小規模事業者あるいは消費者が協同組合を組織して市場における有効な競争単位として競争することは、独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をするものである。このような組合が行う行為には、形式的、外形的に競争を制限するおそれがあるように見える場合であっても、独占禁止法の目的に反することは少ないものと考えられることから、独占禁止法の適用を除外するという趣旨のものであるというふうに考えております。

ただし、その二十四条のただし書きに書いてございますように、「不正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」には、消費者利益に反し、同法の目的に反することが明白であることから、適用除外とはならないというふうに規定されているところでございます。

協同組合の適用除外の見直しに当たりましては、先ほど申し上げましたように、小規模の事業者あるいは消費者が大企業に伍して有効な競争単位として競争できるようにするという協同組合の趣旨を踏まえ、かつ現在の協同組合に係る法制度及びその運用、活動実態がこうした制度本来の趣旨に合致したものであるかどうかという観点から、見直しを行っていくことを考えております。

○大森委員 規制緩和の名のもとで、すべての経済的な規制を取っ払ってしまう、市場経済万能論あるいは競争万能論が言われているわけでありまして、私も、これは明確に誤りであると思ひますし、これに対する懸念も今改めてさまざまな形で出されてきているわけでありまして、

日本経済の土台とも大黒柱とも言える中小企業あるいは零細業者が本場に活力を持って活躍できるようにするためにも、独禁法の根本精神でありますこの二十四条の哲学をしっかりと踏まえて今後

の対応をしていただきたい、このことを強く要求をしておきたいと思ひます。

次に、中小企業庁関連の法案も盛り込まれているわけでありまして、一昨日、中小企業家同友会の方と来年度予算の要望を含めて懇談を行う機会がありました。日本経済、不況回復を言われておりますけれども、中小企業の分野では引き続き産業空洞化等々、さまざまな深刻な事態が生まれてきているわけでありまして、

中小企業庁においては、この間の一連の見直しの基本的スタンスをどうとってきたか、そして、あわせて今後の抜本的な対策についてお聞きをしたいと思います。

○岩田(満)政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、空洞化の懸念というように、なことがしばしば言われるわけですが、その背景には、我が国経済のいわゆる高コスト構造というものが存在いたします。その是正のためには、現在存在する規制の緩和を進めていくということ、どうしても不可欠の条件になっていると理解をいたしております。

しかしながら同時に、規制緩和を進めますに当たっては、その影響を受ける事業者というものが一方に存在することも否定できないところでございまして、そうした事業者が規制の緩和という変化の中でその事業体質を改善するとか、あるいは新しい事業分野の仕事に取り組むというように、なことが円滑に行われるような環境整備を図ることが極めて重要なことであると理解をいたしております。本日閣議決定されました経済構造の改革と創造のための行動計画におきましても、そのような趣旨のことが記載をされておるところでございます。

今回御提案申し上げました改正案につきましても同様の観点に立ちまして、中小企業の経営の安定あるいは合理化のための制度の必要性というものが配慮をいたしまして、安定事業、合理化事業本体に関する規定及び安定事業本体の効果を担保するための必要最小限のアウトサイダー規制命

令、安定命令でございますが、これは当面引き続き存続をさせるということで御提案を申し上げておるところでございます。

○大森委員 きょうの質問者四名のうち、くしくも三名までが横浜に在住者でありますけれども、横浜といえは港横浜であります。今回の一括法案の中で港湾運送事業法、これも入っておりますし、今後引き続き検討する課題の中でも港に關係するものが少なくないわけでありまして、港横浜、ブルーライト・ヨコハマなどという言葉もありませんけれども、今横浜港は非常にたくさん問題が集中しておりますので、これに關連してお聞きをしたいと思ひます。

第一に申し上げたいのは、港の持つ公共性が非常に高いことである。

私たちが今食べている食糧の五四％が輸入食品。0157など大問題になっておりますけれども、残留農薬、食品添加物など輸入食品をめぐり、不安や麻痺等の密輸入、密入国なども水際で監視し、チェック機能を果たすべき港の役割は極めて大きいものがあると思ひます。

しかし、その港湾のチェック体制がどうなっているかといえますと、コンテナ輸送による食品の防疫検査では、昨年七月から命令検査が行われるようになったが、それまでは輸入業者の届け出による自主検査に任せて、九五年度の届け出件数は百五万件、うち検査件数は七万四千六百三十四件、七％にとどまる。現在でも現物検査は五％しか実施していない。九〇％以上が無検査、いわゆる書面審査のみで国内に食物等が持ち込まれているような現状であるわけでありまして、

また、港湾の経済的な役割も大変大きい。港なくして日本経済の発展はない。港湾産業はいわば国の基幹産業とも言えるような、そういう性格を持つていきたいと思います。とりわけ国際貿易港横浜は京浜地帯における工業発展等に大きな役割を果たしてきたわけでありまして、それだけに、この港湾産業を支える港湾業者、それに従事する港湾労働者らの営業の安定的な発展あるいは

暮らしや権利の擁護等も、またそういう観点からこれは保障されなければならないと思ひます。

そういった点からまず運輸省にお聞きしたいわけなんです。こういう港湾の役割、公共性からいって、港湾運送事業者の役割も重大だ。だからこそ港湾運送事業法は免許制をとり、運送料金については認可料金制度をとっている、こういうことにはなるわけで、こういう点は今後ますます私は積極的な意義を持つてくると思ひますが、いかがでしょうか。

○長光説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、港湾運送事業の料金につきましては現在法律に基づいて認可をされておるわけでございまして、こういった認可料金を適正に収受している、これがやはり港湾運送に係ります荷役の安定的かつ円滑な確保につきましても極めて重要であるというふうに運輸省としても認識しております。これはひいては港湾運送事業の健全な発達にとっても欠かせないことだと思っております。

こういったことで、例年事業者の業務監査等によりまして料金収受の実態等も把握してまいっておりますところでございますけれども、残念ながら、監査いたしました件数の六割から七割は九〇％の認可料金収受率にとどまっているという現状でございます。これは荷主の御理解と御協力というものが不可欠でございますけれども、努めてまいります。

○大森委員 港湾における運輸行政が、認可料金制度というのが大きくゆがめられているという実態。今六割七割とおっしゃいましたけれども、六割の業者が警告を發しなくちゃいけないというようないない、多くの業者がそういうぐあいに達しているということだと思ひますが、私はこの間業者の方にずっと聞き取り調査も行ってまいりましたけれども、実態というのはもっともこれは今深刻な状況になっております。

例えば電機メーカーの場合、倉庫でのコンテナ詰め料金、これが五千五百円が認可料金、それが三千円になっている。これは商社の場合もつと安くて二千五百円。ですから、五割を切っているわけですね。私がいろいろ事情聴取した中でも、もう今では五割カット、これは当たり前前の話になつていふような状況でございます。

しかもこれは、もちろん業者が、運送事業者が好んでダンピングをやっているわけじゃなくて、荷主、これはもう大手の荷主も当然入っているわけでありまして、そちらからダンピングが強要される。ひどい話は、とにかく見積もりを出させて、認可料金などに見積もりを出させること自体問題であるのに、二三社に見積もりを出させて、そして一番ダンピングしたところを選ぶような、そういう状況が生まれているわけがあります。

現在の港運送事業法では、ダンピングした港運送事業者だけが罰せられる、港運送事業者より優越的な地位を持つ荷主などが罰せられない、こういうことではやはり運輸行政のゆがみを正すことはできないと私は思うわけでございます。それで、荷主への勧告制度、あるいは荷主にも罰則が適用されるような罰則規定等こそが今必要な段階に来ているのではないかとこのことを考えるわけでありまして、運輸省として、この点、積極的な御答弁をぜひお願いしたいと思います。

○長光説明員 先生ただいま御指摘のございました荷主に対する勧告制度とかこういったものにつきましては、これは現在の法制度上では改正も必要となろうかというようにございますけれども、先生も御指摘のとおり、認可運賃の適正取受につきましては、荷主の理解と協力を含めた関係者のいろいろな努力が必要だろうと思っております。私どもといたしましては、その方向に向けてどんなことができるかということを実際に考えてまいりたいというように思っております。

○大森委員 ぜひ法改正も含めて対応していただきたいということを改めて強く要望しておきたいと思ひます。

港における港運送事業者を苦しめているもう一つの大きな問題が、商社などが輸入の際税関に払うべき消費税、関税を運送事業者が立てかえている、こういう問題がございます。

これも私もいろいろ調査をしてまいりましたけれども、とにかく業者によっては五億円も立てかえさせられなくてはならない、消費税、関税、その他ですね。それから、平均でも一億円前後を常に立てかえを強要されているような状況になつていふわけでありまして、こういう実態について、きょう大蔵省来ていただいていると思ひますが、実態を御存じでしょうか。

○花角説明員 御指摘のように、通関の際に荷主が支払うべき関税及び消費税につきまして、通関業者が荷主に対するサービスの 일환として立てかえ払いを行う場合があるというところは承知してはいるところでございます。この立てかえ払い、これは例えば貨物の引き取りを急ぐような場合に行われているようでございますが、基本的には荷主と通関業者の問題であると考えているところでございます。

しかしながら、関税及び消費税は納期限を三ヶ月間延納できる制度がございまして、荷主がこの制度を利用すれば貨物を取り取る際に関税等を納付する必要があると考へるわけで、これによって立てかえ払いが少なくなると考へられる次第でございまして、したがって、大蔵省としましては、今後とも機会あるごとに延納制度について荷主に説明していきたいというふうに考へております。

○大森委員 きょう具体的に業者の請求書などもお借りしてきましたけれども、請求金額三十七万四千五百円ほどの合計金額の中で、実に七六％、二十八万五千円が立てかえ払いになっているわけですね。自己資本金のそれこそ二倍、三倍という規模の立てかえをさせられていて、消費税が今回五％に上がった、これがさらに上れば立てかえ倒産ということもあり得るといふのが業者の皆さんの声であるわけでありましてね。

先ほどの御答弁で、基本的には荷主と業者の問題であると考えながら、しかしながらという御答弁でした。そのしかしながら以降の部分、包括的な延納制度を含めて実質的に効果のあるそういう対策を大蔵省としてもぜひ御努力をいただきたいと思ひます。

最後に、これに関連して公正取引委員会にお尋ねをします。
今申し上げましたように、港運送事業者が、一方では大手荷主からの、メーカーからのダンピングの強要、一方ではこういう立てかえ払いの強要、こういうものがあるわけでありまして、明らかにこれは、そういう中小業者、それこそ圧倒的な優越的な地位を持つ荷主等によって行われているわけでありまして、独禁法第十九条に基づく公正な取引、その中で優越的な地位の乱用に当たる、そういう条項もあるわけでありまして、けれども、こうした事態というのは、私は、優越的地位の乱用に当たる可能性が、そのおそれがあるのではないかとこのことを強く感ずるわけでありまして、そういう点で、本当に公正な競争を行う、そのための条件整備を行うために、この問題について公正取引委員会においても必要な調査をぜひ行っていただきたい、このことを要望して、そのお答えを聞いて、時間が参りましたので私の質問を終わりたいと思ひます。

○山田政府委員 お答えいたします。
港運送事業者が荷主にかわまして輸入貨物を受け取る際に輸入に係る消費税あるいは関税を立てかえ払いで払っている、こういうようなことがあるというところは私も存じておるわけでございますが、それは荷主と港運送事業者との取引条件の問題でもございまして、それ自身が直ちに独禁法上の問題になるといふことではなからうと思ひます。しかし、そういう中でも優越的地位の乱用行為に当たることがあるのではないかとこの御指摘でございます。

優越的地位の乱用行為に当たるといふかという点につきましては、荷主が取引上優越的地位にあるかどうか、例えば取引の依存度であるとか市場における地位とか荷主をかえることができないというような、いろいろな条件をまた考へなければいけません。また、行為の不当性につきましても、これも判断しなければいけない。いわば個別具体的な事案に即して考へていく必要がある、このように考へている次第でございます。

○大森委員 終わります。

○武部委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○武部委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○武部委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○武部委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

平成九年五月三十日印刷

平成九年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局